

令和4年第10回三朝町教育委員会定例会議事録

開 会 日	令和4年10月26日(水曜日)
開 催 場 所	三朝町役場2階 第2会議室
出 席 者	西田寛司教育長 塩谷俊樹委員、石田仁樹委員、加藤るみこ委員、村岡麻梨委員
欠 席 者	な し
説明等の出席者	山中教育総務課長、山本社会教育課長、毛利図書館長、小谷課長補佐兼指導主事、福田教育総務係長
説明等の欠席者	な し
報 告 事 項	(1) 教育総務課事業について (2) とっとり学力・学習状況調査結果について【別冊】 (3) 社会教育課事業について (4) 図書館事業について (5) 令和4年度蔵書点検の結果について
議 事	議案第39号 三朝町総合教育会議設置要綱の一部改正について
協 議 事 項	(1) 通級指導教室の指導希望について
そ の 他	な し

会 議 の 内 容

- 1 開 会
教育長 午後1時46分
令和4年第10回定例会を開会します。
- 2 前回議事録承認
前回の議事録につきましては、塩谷委員と石田委員に承認をいただいております。
- 3 議事録署名委員
指名 本日の議事録署名委員は、石田委員と加藤委員を指名します。
- 4 報告事項
教育長 10月6日、7日と、全国町村教育長会役員会並びに理事会がありました。理事というのは各県代表が1名ずつ集まるものです。役員会というのは会長、副会長と監事が集まって行うものです。その中で、文部科学省と意見交換を行いました。役員会では、教員定数のこと、GIGAスクールのこと、部活動のこと、理事会では、特定分野における特異な才能のある児童に対する学校における指導支援について、企業との連携による子どもの体験活動の推進について、部活動の地域移行について、4番目として令和の日本型学校教育を担う教員のあり方について、ということで、前日3つ、翌日4つについて話をしたわけですが、教員定数については「しばらく頑張ってください

い」というご意見でした。というのが、今、全国的に教員の数が足りないという報道がなされていて、それについての回答として、人を増やすとそれが余剰人員になってしまうから、結局はここ2、3年今の状態で頑張ってくれというのが考えのようでした。

続いてGIGAスクールについては、更新の時期に来た時に機器をどうするのかという話が一番大きな話題でして、何とか頑張るといことしか確約はできませんし、どうなるかわからないけど、できるだけ希望に添えるように文科としては頑張るといようなお話だったように覚えております。

部活動については、地域移行を進めていくんだという、相変わらず変わらない話だったと記憶しております。アスリートと生涯スポーツとの区別についての言及はあまりなされなかったような。生涯を通じて学校教育の中でスポーツの良さに親しむ機会を多くつくってあげるとい考え方と、国際的に活躍できる人材を育てるといこととの整理がなされていないような印象を私は持ちました。

次の日の特定分野の特異な才能の児童生徒に対する指導というのが最近出ているわけですけど、例えば数学だけ興味を持ってどんどん学習して、小学校低学年でも高校生以上の数学の知識能力があるという子どもさんがいると。その子の才能をどんどん伸ばしたい。ただその時どうやってその子を選別、選び出すのか。それを学校がするんですかとい話とか、義務教育の中でそういうことをやってしまうといことは、義務教育ってどういうことをしたらいいんですかとか、そんなような疑問が生まれてきて、もう少ししっかりと練っていただきたいといような話だったと思います。

企業との連携は、企業の協力を得て子どもたちの体験活動をどんどんしていこうとい、読んで字のごとくの活動です。ですが、中山間地域や島嶼部の学校において、これが果たしてできるんですか。企業がいない、企業があっても協力してもらえない、そういうところについてはどうするんですかといのが。町村教育長会、町村教育委員会は、920あって、600が10,000人以下の町です。300ぐらいが10,000人以上の町です。その大きな町と小さな町の温度差が激しいものですから、大きい町の人にとってはいいでしょう。けど小さい町はそんなものないから困りますといのが、さっき最初に言った発言の方が、強く皆さんが思っているらっしゃるといことでした。

教員のあり方については中間でしたので、サラッと済んで、あんまり印象に残ってなかったです。そんなような話をしております。

それから続いて、10月20日、21日と湯梨浜町で県内の町村教育長会の研修会を行って、足羽教育長と意見交換を行いました。特に休日における学校部活動の地域移行についてを大きな話題として話をしたわけですけど、県教委としては令和5年に必ず移行しなさいとはい言いません。それから高校の部活動は地域移行を断念するとい文科の話がありますので、鳥取県も高校は地域移行しないといことになったので、もう一回仕切り直しのような感じがしております。それから、2点目が教員の不足について。採用試験を早

くやったからといって、必ず人員が確保できるというわけでもありませんし、育てていくということがとても大切でしょうという話と、何とか育休とか産休とか病休の代替を確保する、そこをよろしくお願ひしますということで、頑張りますとお願ひしますの平行線になってしまうわけですけど、そんなような話をしてきました。

それから10月24日には、足羽教育長が三朝町に来られて、松浦町長と話をされました。話としては同じような話題でした。なかなか難しい話ですけど、そういうような話がなされております。

それから、これからのことですけど、今月の27日の日から部落解放の人権政策確立要求で東京中央行動に参加してきます。だいたい春と秋と2班に分かれて町村割り当てがあつて、三朝町はだいたい秋の分で行っております。それを終えて日本遺産フォーラムが下関でありますので、そちらの方に参加する予定にしております。

あとですね、小学校の音楽祭が10月21日に行われました。学年を入れ替えながら、保護者も学年ごとに入れ替えながら開催しました。前日保育園でのコロナの陽性とか何とかそういう話があつて、関係者が小学校にもいますので、どうしようかと悩んだわけですけど、マスクをしてやりましょうということにしました。5年生が演奏している途中で全員陰性ということがわかりましたので、6年生についてはマスクを外して、演奏会を最後にさせていただきました。

それから、昨日三朝中学校が東山運動公園周辺で駅伝競走大会に出ました。確かじゃないですけど男子が32チーム中の20位、女子が24位。いずれにしても男女ともに県大会に出るといふのは久々です。成績は真ん中よりちょっと下ぐらいでしたけど、大変な雨の中頑張つて走ってくれておりました。

事務局

(1) 教育総務課事業について

(資料により報告)

10月12日に青翔開智中学校・高等学校の視察に行きました。入つてすぐ玄関のところは図書館になつていて、図書館の中に学校があるような雰囲気でした。その横に教室棟があつたんですけど、図書館の中に学校があるような、図書館が中心というような印象がありました。

11月5日に中学校の文化祭が開催されますが、来賓については現在検討中ということですので、今ちょっとコロナが増えてきている状況ですので、ギリギリまで検討させていただきたいということでした。ただ、もし来賓を呼べない場合には、QRコードを読み取つて視聴できるようにしますので、よろしくお願ひします。

18日の三朝町の未来を語る会は、文化ホールで開催をします。14日は事前学習をして、18日に文化ホールで語る会を開催しますので、教育委員さんがもし来ていただけるようでしたら、電話していただければと思います。

事務局

11月24日のICTを活用したとっとり授業改革推進事業研究発表会につ

いては資料のとおりです。

普段見ていただいている計画訪問の時には、各授業を短時間しかご覧いただくことができませんでしたが、この研究発表会については、1つの授業をじっくり見ていただくこともできますし、興味のある教科等について見に行っていたらなというふうに思っております。

その後、会場を総合文化ホールへ移動しまして、前半の1時間は実践発表ということで、小学校、中学校それぞれ30分程度、昨年度からの取り組みの様子について発表をしていただきます。で、最後、県のICT活用教育アドバイザーの方がおられます。日常的に指導を受けている先生になりますが、この方から指導助言ということで講演をいただきます。

事前に、もし参加される場合には、どちらの学校に行ってみるということをお教えいただければと思いますし、距離が近いところですので、最初に中学校へ行って、その後小学校というような形でも構いません。それから、後半の実践発表や講演に参加していただいても構いませんので。また、口頭でも構いませんし、メールでも構いませんので、公開授業だけ見に行きますとか、講演だけに行きますというような形で教えていただければと思います。

なお、これは全県に開催を呼び掛けておりますので、他市町からも先生方が多数参加されるということが予想されますので、ご了解ください。

事務局

三朝小学校の施設整備につきましての進捗状況を報告させていただきます。先回の委員会で、9月29日の臨時会で、工事請負契約の6件について議案の提案をさせていただくことで、内容等の説明をさせていただきました。で、無事に議決をしていただきまして、本契約が済んで、10月11日くらいから中学校のプールの解体にかからせていただいております。10月20日に第1回の全体の打合せで、全部の業者さんに来ていただいて、約50名弱、1業者2名くらいに来ていただいて、顔合わせをさせていただいたところです。で、次々工事にかからせていただきます。もし何かお気づきの点があったら、教えていただければと思います。あと、まだこれは正式に決めていないんですけれども、安全祈願祭や起工式が開催される予定となっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、10月に入ってから小学校の児童6名と中学校の生徒1名の陽性が確認をされております。PCR検査につきましては、ガイドラインに沿った行動をしている場合には、保健所との協議で必要ないということで、そうは言っても近いところにいた生徒につきましてPCR検査を実施しましたが、それ以外は候補の生徒がお休みということでPCR検査は行っておりません。累計につきましては、小学校が今までで51名と学童が13名、中学校が21名感染をしているような状況でございます。

教育長

ここまででご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員

部活の地域移行の関係を教育長さんがお話されて、国の方と県の方の話を

聞かれています、その辺の非常に温度差が、国と県と当然三朝町もそうなんだろうと思いますけど、非常に温度差を感じていて。まあゆくゆくはどうか、非常に厳しい感じを受けるんですが、それを遅らせたり後退させると逆に先生の働き方というのもまた遅れてきちゃうのかなと思ったりするんですけど、ここら辺は難しい感じですかね。

教育長

大変難しい話でして、ですけど中部全体でものを考えて進めましょうということで、中部の教育長会ではそういう話をしております。それで中部の次課長会というのが、学校とか社会教育の担当の課長さん方、それから指導主事の先生方、それから社会体育の担当者、一堂に会して1回意見のすり合わせをしよう。中部はどういう格好でいくのか、例えば陸上ですと集団で集合して、指導は個人競技ですからやりやすい。でもボールゲームとかになると、指導やチーム作りがそれぞれ考え方が違うとですね、ダブルスタンダードの指導は子どもが困ってしまうので、その辺りもちょっとすり合わせながらやっていこうかと。結局はですね、地域移行した時に謝金、保険、交通手段、場所のこととか、そういうものが保護者負担になってしまうのではないかとということが大きな話としてあります。で、正式な話でも何でもなく、雑談の話で恐縮しますが、高校が部活動を続けるんだったら、中学校の部活動はなくなったとは言うものの、学校を活動の拠点として行わなくても、高校でさせてもらおうとか、先生方も毎日のように関わるんじゃないかと、複数の学校が高等学校に行くんだったら交代でも面倒見てもらおうとか、そんなような移行中のやり方もあるんじゃないか、というような雑談もちょっとしてます。それによって部活動の手当とか、保険のこととかがクリアになるんじゃないかなと。まあこれは詰めが必要ですけど、一つの考え方だと思っております。いずれにしても近いうちに関係者が集まって話をして、どんなような話し合いになるか、全然まとまらない可能性もありますし、またその結果については次の定例会なり、その次かもしれませんけど、お話できるんじゃないかなと思います。最終的に着地点は変わりませんから、令和7年地域移行というのは国は下ろしてませんから、それに向かって手探りでやっていくということだという認識です。

よろしいでしょうか。

教育委員

はい。

教育長

他はいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

事務局

(3) 社会教育課事業について

(資料により報告)

10月23日、町スポーツレクリエーション祭、スポーツバイキングという形で、例年のスポレクとは少し内容を変えて、競技団体の協力を得て行っております。こちらには、南部町の高校生サークルの皆さんが、たまたま中部の市町村を1泊2日で周るというような企画の中で参加をしていただいて、このスポーツバイキングの体験をしていただきました。町内からも親子連れ

であったりとか、ちょっとスポーツをしてみたいという方にも参加をしていただいて、ある程度の効果があったかなと思っております。内容的には、モルック等のニュースポーツであったり、それからドッジボールや剣道などのスポーツ少年団、スポーツ団体の活動の紹介で触れていただく、経験をしていただくというような形、スポーツ推進委員さんの体操教室など、いろんなことを体験していただく、そんなイベントとなりました。

10月24日、南苑寺の本堂の解体法要ということで、教育長代理で山本が出席をしてまいりました。南苑寺は今年の豪雨で隠寮、それから本堂が半壊している状況の中で、南苑寺さんが修復は困難という判断をされて、解体ということになったことによる法要でございます。解体が10月31日から始まりまして、12月31日までされる予定です。解体後ですけれども、本尊を敷地内の倉に移して、三徳山三佛寺、米田良中住職が見守るという話で進められております。

11月2日には、神倉の発掘調査の現地確認ということで、山本先生となかなか日程の調整、打合せがうまく進んでいないところもあって、今年再度現場を確認して、来年、再来年に向けた調査の準備をしようとするものでございます。

11月3日は町の駅伝競走大会、20チームが参加をする予定でございます。

11月9日は小学校音楽鑑賞会（ヴァイオリン）としておりますが、中部出身の山田美怜さんという世界的に有名なヴァイオリン奏者がこちらに帰ってこられて、小学校で音楽の授業をお世話になっております中本壽賀子先生の教え子に当たるという関係で、小学生を対象とした鑑賞会が実現しております。青少年劇場開催事業の中で実施をしようと思っております。

11月23日から町民作品展、11月26日には三朝町将棋フェスティバル、11月27日には三朝町芸能文化祭を計画しております。1週間を芸能文化ウィークという形で文化的な行事を行うように考えております。

事務局

(4) 図書館事業について

(資料により報告)

11月17日(木)には、中部地区公共図書館DX勉強会ということで、テーマとしては、地域資料等資料のデジタル化、それからデジタルアーカイブについてということで勉強する予定にしております。

11月26日(土)と27日(日)は、古本市「ドラえもののポケット」を文化ホールにて予定をしております。朝10時から3時までの間で両日開催するようにしております。

図書館内の展示につきましては、まず「自死予防パネル展」を前半1週間しております。健康福祉課の依頼によるものです。続きまして、総務課から依頼がありました「北方領土問題啓発パネル展」を予定しております。11月後半は「出張ヴァイオリン美術館展示」ということで、ヴァイオリンの作製の工程を表した写真等を展示したり、ミニチュアのヴァイオリンも展示させていただくようお話を進めさせていただいております。

展示で、着物のリメイク展をしました。10月5日に日本海新聞の記事に掲載していただきました。鳥取市から来られた方も結構おられまして、新聞記事の効果を実感したところです。

(5) 令和4年度蔵書点検の結果について

(資料により報告)

今年不明になった本は8冊ですけれども、蔵書点検の後、見つかったものが6冊ありまして、あと残り2冊が不明本と今現在ではなっております。貸し出しの際にバーコードを通さないで貸し出しをしてしまったもの等ありますので、事務のミスというのもありますので、その辺りもきちんとやろうということで職員の中で話をしております。

教育長

皆さまでご意見、ご質問がありましたらお願いします。

教育委員

南苑寺は何か文化的なことになっていたか。

事務局

もう一度、どういうことですか。

教育委員

南苑寺は文化的な何か、遺産とか、町の指定とかになっていましたか。

事務局

南苑寺は、国の登録有形文化財に指定されております。隠寮と本堂と庫裏と、それから入口のところの山門と、その4つが国の登録有形文化財に指定されております。そして日本遺産の構成要素の一つとしております。

教育長

用語的には指定ではないです。認定です。僕の持っているものを登録有形文化財の登録にしてくださいといって手を挙げて、初めて国がいいでしょうと。だけど国の指定の文化財は国のほうから聞きますからね、県から順番に指示がある。ちょっと違います。

他はいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

事務局

(2) とっとり学力・学習状況調査結果について【別冊】

(資料により報告)

教育長

落としておりました。すみませんでした。

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

特にないようですので、またお気づきの点は事務局へお聞きいただきたいと思っております。

5 議 事

事務局

議案第39号 三朝町総合教育会議設置要綱の一部改正について

(資料により説明)

この訓令につきましては、本日、教育委員さんに認定していただきまして、そこから手続きを経て告示をさせていただきたいと思っております。

教育長

この件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

教育委員

ここの文章で「会議のオブザーバーとして、副町長」…。

教育長

どこの文章でしょうか。

教育委員

改正後のところです。こちらの枠のところなんですけど、「オブザーバー

として、副町長、説明員として教育総務課長～」と書いてあるんですけど、この文章でいくと、オブザーバーとして副町長ということですか。で、他の方々は説明員ということ。で、他に町の職員でない方でも必要と認める、あ、でもここに職員って書いてあるから、役場の職員ですよ。出席させることができる、つまりこの会議の中は、役場の職員とか役場関係の方と教育委員会の会であるというふうに、オブザーバーは副町長だけということ。理解していいですね。

事務局 オブザーバーは副町長だけで、説明員はここに書いてあるとおりにんですけど、法律の方で、今日お配りした「総合教育会議について」のところの5番の方で、「もし協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者や学識経験を有する者から意見を聞くことができる」ということで法律の方に決められてますので、その分についてはもし必要があれば、そういう学識経験者の方とかも呼ぶことができます。

教育委員 なので、ここの4のところにはそれを書く必要がないということですね、そのことは。わかりました。

教育長 今のは、第4条の4項「町長は必要に応じてオブザーバー及び説明員を出席させることができる」って書いてありますけど、説明資料の中にはオブザーバーが副町長と、説明員が教育総務課長等って書いてある、その表現の違いのことですかね。ことさらどういう人っていうのを書いてないっていうことの質問でよかったですでしょうか。

教育委員 ちょっとこの書き方の読み取り方がわからなかったの。「オブザーバーとして、副町長、～」っていうので…。

教育長 点？点というのがどのことなのか…。

教育委員 「会議のオブザーバーとして、副町長、説明員として～」となっていたので、ちょっとここら辺のところのはっきりしなかったですし、他の方をオブザーバーとして呼べるということがどこかにあったなと思ったので聞いただけです。そのところは元の法令の方にちゃんと書いてあるのでいいということだったのでわかりました。

事務局 この書き方はオブザーバーとして副町長と、説明員で教育委員会の職員と、町長部局の職員をということで、法令担当者とその書き方を調整させていただきました。

教育長 要は、説明資料とは別物だから。

教育委員 ちょっとごちゃごちゃとこちらがしたもので。すみません。

教育長 現在の流れはオブザーバーに副町長と、そのほかの教育総務課長等の職員をオブザーバーとして入れていますけど、今後はオブザーバーとか説明員は区別して、どなたが入っても構わんということになります。ただ立場をはっきりしましょうということですね。という説明でいいですか。

事務局 あとその、先ほど言われた、役場職員じゃなくても他の方でもという話があったんですけど、それは法律の方に書かれているので、もし必要があれば…。

教育長 オブザーバーとして入ってもらうということですね。

事務局 はい。

教育委員 で、この会議を招集するに当たって町長さんが招集されるんですけど、その必要として感じられるのが、教育委員会の事務局の方がこれが必要だと感じられることを町長に打診して、開催してほしいと言われて招集されるんですか。

事務局 先ほどの説明が悪かったんですけども、総合教育会議についての1ページのところなんですけど、3番のところで「総合教育会議は地方公共団体の長が招集する」というものと、「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」と書いてあるので、町長の方から招集する場合がありますし、教育委員会の方から、この内容についてはということで招集を求めることができる、どちらからもできるようになっております。

教育委員 この前は教育委員会が必要だということで町長にお願いされて、招集をされたということですね。

事務局 ですので、前の教育委員会の時に、この内容について総合教育会議を開催するよという話をさせていただいて、そこから町長の方に言って町長が招集をされたという流れ、町が開催を決められたということです。先回はうちの方から開催をお願いしました。内容的に町長の方に協議していただいた内容だったので、そういうふうにさせていただいたところです。

教育長 よろしいですか。

教育委員 はい。

教育長 いずれにしても、教育委員会で決めて、町長に開催を要請するときと、町長が招集されるときと、その2通り。で、その決定に係るプロセスには教育委員会事務局がどちらの事務も取ってますから、そこから発信するということはある。または教育委員会を開いたときに開いた方がいいということを経理局に言って、その段取りをしなさいということもありますし、町長から直に開く段取りをしてくださいという話もあり得るというような理解をしていただいたらと思います。

他にはいかがでしょうか。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

この改正案について、ご承認いただけますでしょうか。

各教育委員 はい。

教育長 全員一致ということで、承認されました。

6 協議事項

事務局 (1) 通級指導教室の指導希望について
個人情報に関わる部分ですので、内容については非公表でお願いします。

(資料により説明)

教育長 皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いします。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 いかがでしょうか。特にないようでしたら、この方について通級指導を受けさせるということで認定してよろしいでしょうか。

各教育委員 はい。

教育長 そうしますと、全員一致で通級指導を認定するというご希望したいと思います。

7 その他

教育長 その他で1件、非公開で報告させていただきたいと思います。

その他、何かありますでしょうか。

各教育委員 (特になし)

8 閉会

教育長 次回については、11月28日月曜日、午後1時30分集合、定例会は午後2時からということですのでよろしくお願いします。

以上をもちまして、令和4年第10回三朝町教育委員会定例会を閉会します。

午後3時05分